

紫波町の建築基準法における建築形態規制概要

			第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域	
容積率（％）			100	200	200	200	200	400	200	200	200	
			80									
建蔽率（％）			50	60	60	60	80	80	60	60	70	
			40									
外壁後退距離（ m ）			1.0		※1		※1					
敷地面積の最低限度（㎡）			※1		※1		※1					
高さの制限（ m ）			10		※1		※1					
斜線制限	道路斜線	適用距離（m）	20					20		20		20
		勾配	1.25					1.5		1.5		1.5
	隣地斜線	適用高さ（m）		20			31		31		31	
		勾配		1.25			2.5		2.5		2.5	
	北側斜線	適用高さ（m）	5									
		勾配	1.25									
日影制限	対象となる建築物		軒高7m超又は3階以上	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超					高さ10m超	
	測定面（m）		1.5	4	4	4					4	
	時間規制（時間）	敷地境界線から5m<L≦10m	4	4	5	5					5	
		敷地境界線から10m<L	2.5	2.5	3	3					3	
22条区域 ※2			指定あり									指定なし

・表内※1、地区計画（日詰西地区）の区域内にあって該当する場合のみ。詳細は以下を参照のこと。

[地区計画の手引き\(該当ページへリンクします\)](#)

・表内※2、紫波町全域で、防火・準防火地域の指定はありません。

・日影規制は、建築基準法施工条例（岩手県）に基づく数値です。

・詳細については、盛岡広域振興局建築指導課となります。